5　政治資金パーティーの対価に係る収入の内訳
新年賀詞交歓会
（団体からの対価の支払）
横浜港運協会　500,000　横浜市

緑の人々
報告年月日　26. 8. 5（26. 8. 5解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

民族団体草莽塾函館支部
報告年月日　26. 8.22（26. 8.22解散）
1　収入総額　247,386
前年繰越額　8,386
本年収入額　239,000
2　支出総額　247,006
3　本年収入の内訳
個人の党費・会費（8人）　189,000
機関紙誌の発行その他の事業による収入　50,000
機関紙誌発行　50,000
4　支出の内訳
政治活動費　247,006
機関紙誌の発行その他の事業費　229,673
宣伝事業費　229,673
その他の経費　17,333

むさしの隆政会
報告年月日　26. 4. 2（26. 3.10解散）
1　収入総額　1,541
前年繰越額　1,541
2　支出総額　0

薬剤師問題懇話会
報告年月日　26. 1.15（26. 1. 8解散）
1　収入総額　49,060,563
前年繰越額　49,055,552
本年収入額　5,011
2　支出総額　49,060,563
3　本年収入の内訳
その他の収入　5,011
一件十万円未満のもの　5,011
4　支出の内訳
政治活動費　49,060,563
寄附・交付金　49,060,563

靖国神社参拝会
報告年月日　26. 8. 1（26. 8. 1解散）
1　収入総額　961,000
前年繰越額　1,000
本年収入額　960,000
2　支出総額　961,000
3　本年収入の内訳
寄附　960,000
個人分　960,000
4　支出の内訳
経常経費　660,000
光熱水費　260,000
事務所費　400,000
政治活動費　301,000
組織活動費　101,000
機関紙誌の発行その他の事業費　200,000
機関紙誌の発行事業費　200,000
5　寄附の内訳
（個人分）
年間五万円以下のもの　960,000

大和皇心憂國社
報告年月日　26.10.23（26.10.23解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

山村明嗣後援会
報告年月日　26. 5.28（26. 4.28解散）
1　収入総額　169,643
前年繰越額　169,643
2　支出総額　88,600
3　支出の内訳
経常経費　88,600
事務所費　88,600

労働党
報告年月日　26.10.14（26.10.14解散）
1　収入総額　0
2　支出総額　0

渡部恒三を育てる会
報告年月日　26. 4. 4（26. 3.31解散）
1　収入総額　98,340
前年繰越額　98,340
2　支出総額　98,340
3　支出の内訳
政治活動費　98,340
寄附・交付金　98,340

告示

国土交通省

平成27年度１級建設機械施工技術検定及び２級建設機械施工技術検定の実施について

平成27年度１級建設機械施工技術検定及び２級建設機械施工技術検定の実施について、施工技術検定規則（昭和35年建設省令第17号）第３条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成26年12月26日　国土交通大臣　太田　昭宏

１．試験実施機関　一般社団法人日本建設機械施工協会

２．受検資格

⑴　学歴又は資格と必要な実務経験年数

①　学科試験

１級建設機械施工技術検定

学歴又は資格	必要とする実務経験年数	
	指定学科	指定学科以外
大学卒業後	３年以上	４年６月以上
短期大学 高等専門学校卒業後	５年以上	７年６月以上
高等学校卒業後	10年「８年」（８年）以上	11年６月（９年６月）以上
２級（建設機械）合格者（高等学校卒業後）	次のいずれかに該当 ①　２級の種別の一つの経験が２年以上で、他の種別の経験を通算して８年（６年）以上 ②　同上の経験が１年６月以上２年未満で、他の種別の経験を通算して９年（７年）以上 ③　２級合格後５年「３年」（３年）以上	次のいずれかに該当 ①　２級の種別の一つの経験が３年以上で、他の種別の経験を通算して９年（７年）以上 ②　同上の経験が２年３月以上３年未満で、他の種別の経験を通算して10年６月（８年６月）以上 ③　２級合格後５年「３年」（３年）以上
２級（建設機械）合格者（上記学歴によらない場合）	次のいずれかに該当 ①　２級の種別の一つの経験が６年以上で、他の種別の経験を通算して12年（10年）以上 ②　同上の経験が４年以上６年未満で、他の種別の経験を通算して14年（12年）以上 ③　２級合格後５年「３年」（３年）以上	
上記以外	15年（13年）以上	

㈱　上記（　）書きの経験年数には、専任の主任技術者としての実務経験年数１年以上、その他の経験年数は指導監督的実務経験年数が１年以上含まれていることが必要。

高等学校の指定学科以外を卒業した者には、高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第１号）による試験、旧大学入学試験検定規程（昭和26年文部省令第13号）による検定、旧専門学校入学者検定規程（大正13年文部省令第22号）による検定又は旧高等学校高等科入学資格試験規程（大正８年文部省令第９号）による試験に合格した者を含む。（以下同じ。）